

## 横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市 個人情報保護に関する条例の一部改正の概要

### 1 改正内容

#### 【該当条文】

- ・ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第 7 条第 2 項第 2 号ウ
- ・ 横浜市個人情報保護に関する条例 第 22 条第 3 号ウ

独立行政法人通則法の改正に伴い、上記条文中の「独立行政法人通則法第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人」に改正します。

### 2 改正理由

今回改正する条文は、開示請求に対する非開示情報のうち、「個人情報」について規定した条項であり、原則として個人情報は非開示とするが、当該個人が「公務員等」であり、当該情報がその職務遂行に関する情報である場合は非開示としない（＝開示することとしている）ものです。

条文中「公務員等」の範囲に関する規定の中に「特定独立行政法人」の記載がありますが、独立行政法人通則法の改正により、「特定独立行政法人」という分類が廃止され、新たに「行政執行法人」という分類が規定されたため、該当部分を改正するものです。

### 3 施行予定日

平成 27 年 4 月 1 日

【理由】改正独立行政法人通則法の施行日にあわせるため。